

滝川市住生活基本計画（第二期）

平成 30 年 3 月

滝 川 市

目 次

1章 はじめに	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
2章 滝川市の住宅・住環境を取り巻く現状と課題	2
1 滝川市の特性	2
2 住宅施策における現状と課題	7
3章 住宅施策の目標	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
4章 住宅施策の推進方針	21
基本目標1 子育て世帯・高齢者・低額所得者など住宅確保要配慮者に対応した住宅・ 住環境づくり	22
基本目標2 人口減少に対応した住宅・住環境づくり	26
基本目標3 地域・住宅関連産業の活性化を促す住宅・住環境づくり	29
5章 重点施策（市営住宅団地再編プロジェクト）	31
1 プロジェクトの概要	31
2 整備プログラム	32
3 団地別再編イメージ	33
資 料	36
1 市民意向の特性	36
2 策定体制・経過	42

1 章 はじめに

1 計画の背景と目的

滝川市では、平成 20 年度に「滝川市住生活基本計画」を策定し、「少子高齢社会に豊かに住まう住宅づくり」の基本理念のもと住宅・住環境の方向性を定め、その実現に向け住宅改修支援事業や住み替え支援事業等の住宅施策を展開してきました。

その後、国では平成 27 年度に「住生活基本計画（全国計画）」を見直し、北海道も平成 28 年度に「北海道住生活基本計画」を見直しています。「住生活基本計画（全国計画）」では、「居住者」「住宅ストック」「産業・地域」という 3 つ視点から 8 つの目標が示されています。

本市では、特に若年世代の流出による少子高齢化の拡大と人口減少に加え、世帯数の減少も進んでいる中で、将来にわたって持続可能な住宅・住環境づくりが必要となっています。

以上から「滝川市住生活基本計画（第二期）」は、国などの方針に基づき住宅ストックを有効活用しながら、本市のまちづくり課題に対する住宅施策を展開するために策定するものです。

2 計画期間

平成 20 年度に策定した「滝川市住生活基本計画」は、計画期間が平成 30 年度までであることから、国や北海道の方針に連携しながら、住宅ストックの更なる活用など今後 10 年における滝川市の住宅施策の展開を図るため計画を改定するものであり、計画期間は 10 年間（平成 30 年度～平成 39 年度）とします。

なお、社会経済動向の変化等を踏まえ、必要に応じて中間年次に見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「滝川市総合計画」の住宅施策を担う部門別計画であり、国・北海道の住生活基本計画と整合を図るとともに、滝川市のまちづくり、福祉など各部門の関連計画と連携・整合を図ります。

図 1-1 本計画の位置づけ

